

改正のポイント

平成28年3月

意匠課

平成28年4月1日より、Nグループの細分化及び画像意匠分類の細分化を含む新たな日本意匠分類の運用を開始します。詳しくは、以下、改正のポイントをご参照下さい。

改正のポイント

- (1) Nグループの細分化
- (2) 画像意匠分類(W)の細分化

【説明】

- (1) Nグループ(他グループに属さない物品等)の細分化

・Nグループにソフトウェア(N1台)及びウェブサイト(N2台)を新設しました。なお、Nグループには意匠法上の意匠を構成しないものも含まれます。

平成19年4月1日施行版	平成28年4月1日施行版
N0-0 A0～M3 に属さないその他の物品	N0-0 A0～M3 に属さないその他の物品等
	N1-0 その他のソフトウェア等
	N1-10 ソフトウェア(小型電子計算機用)
	N1-11 文書作成, データ編集及び管理用ソフトウェア (小型電子計算機用)
	N1-12 情報・コンテンツ閲覧及び検索用ソフトウェア (小型電子計算機用)
	N1-13 操作実行, 機器制御用ソフトウェア(小型電子 計算機用)
	N1-19 ソフトウェアの画像構成部品(小型電子計算 機用)

	N1-20 ソフトウェア(その他の電子計算機用)
	N1-21 文書作成, データ編集及び管理用ソフトウェア (その他の電子計算機用)
	N1-22 情報・コンテンツ閲覧及び検索用ソフトウェア (その他の電子計算機用)
	N1-23 操作実行, 機器制御用ソフトウェア(その他の 電子計算機用)
	N1-29 ソフトウェアの画像構成部品(その他の電子 計算機用)
	N1-30 ソフトウェア(オペレーティングシステム)
	N1-31 オペレーティングシステム用ソフトウェア
	N1-39 オペレーティングシステム用ソフトウェアの画 像構成部品
	N2-0 その他のウェブサイト等
	N2-1 ウェブサイト
	N2-9 ウェブサイトの画像構成部品

(2) 画像意匠分類(W)の細分化

- ・画像意匠分類を用途の観点から細分化し、W10、11、12、13、14及び19を新設しました。

平成19年4月1日施行版	平成28年4月1日施行版
W	W10 W11～19 に属さないその他の画像
	W11 情報入力操作作用画像
	W12 機能実行操作作用画像
	W13 情報閲覧表示用画像
	W14 複合画像
	W19 画像構成部品

(3) 平成28年4月1日より運用開始

- ・出願日が平成28年4月1日以降の意匠登録出願より本運用を適用します。